子吉川地域森林計画変更計画書

（子吉川森林計画区）

計画期間　［自　令和３年４月１日
至　令和13年３月31日］

（令和４年12月変更）

秋　田　県

変更事項及び理由

1　計画の対象とする森林の区域

・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更

2　林道の開設及び拡張に関する計画

・林道事業を実施する路線等について変更

3　保安林の整備及び治山事業に関する計画

・治山事業として整備する区域等について変更

目　　次

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・　2
（１）森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・・　2
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第３　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　・・・・・・・・　2
（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）立木の標準伐期齢に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（３）その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）人工造林に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）天然更新に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針・・・・・・・・・・　2
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針・・・・　3
（２）保育の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に
関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の
基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・　3
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・　3
（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的
な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の
基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（４）　路網の規格・構造についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（５）　林産物の搬出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・・　４
（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・　４
（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
第４　森林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
１　森林の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・　４
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　保安施設に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（１）保安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（２）保安施設地区の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）治山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（４）特定保安林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（５）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・　５
（１）森林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）　・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）林野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・　５
（１）保健機能森林の区域の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
第６　計画量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

２　間伐面積・・６
３　人工造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　林道の開設又は拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）市町村別内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）箇所別内訳表・・７
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積・・・・・・８
（３）実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
６　要整備森林の所在及び面積、要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び
時期　　・・８
第７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）森林の保護及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）水と緑の条例に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区分			面積（ha）	備考
総数			81,688	（ ）内は旧市町村名
市町村別内訳	市町村名			
	由利本荘市	（本荘市）	10,288	
		（矢島町）	6,739	
		（岩城町）	7,990	
		（由利町）	6,302	
		（西目町）	2,108	
		（鳥海町）	14,961	
		（東由利町）	9,829	
		（大内町）	12,054	
		合計	70,271	
	にかほ市	（仁賀保町）	4,143	
		（金浦町）	535	
		（象潟町）	6,740	
		合計	11,418	

注）　1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第１項の開発行為の許可、同第10条の7の2第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の８第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。

3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。

4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）　森林の整備及び保全の目標

変更なし

（２）　森林の整備及び保全の基本方針

変更なし

（３）　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

変更なし

２　その他必要な事項

変更なし

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

変更なし

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

（３）　その他必要な事項

変更なし

２　造林に関する事項

（１）　人工造林に関する指針

変更なし

（２）　天然更新に関する指針

変更なし

（３）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

（４）　その他必要な事項

変更なし

3　間伐及び保育に関する事項

（1）　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

変更なし

（2）　保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

（3）　その他必要な事項

変更なし

4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（1）　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

（2）　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

（3）　その他必要な事項

変更なし

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

変更なし

（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

変更なし

（3）　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

（4）　路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

（5）　林産物の搬出方法等

変更なし

（6）　その他必要な事項

変更なし

6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

（1）　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

変更なし

（2）　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

変更なし

（3）　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針]]

変更なし

（4）　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

変更なし

（5）　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

変更なし

（6）その他必要な事項

変更なし

第４　森林の保全に関する事項

1　森林の土地の保全に関する事項

（1）　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市別面積

変更なし

（2）　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

変更なし

（3）　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

変更なし

（4）　その他必要な事項

変更なし

2　保安施設に関する事項

（1）　保安林の整備に関する方針

変更なし

（２） 保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

（３） 治山事業の実施に関する方針

変更なし

（４） 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

（５） その他必要な事項

変更なし

３　鳥獣害の防止に関する事項

（１） 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

変更なし

（２） その他必要な事項

変更なし

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１） 森林病害虫等の被害対策の方針

変更なし

（２） 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）

変更なし

（３） 林野火災の予防の方針

変更なし

（４） その他必要な事項

変更なし

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１） 保健機能森林の区域の基準

変更なし

（２） その他保健機能森林の整備に関する事項

変更なし

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

変更なし

２　間伐面積

変更なし

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

４　林道の開設及び拡張に関する計画

（１）　市町村別内訳表

ア　市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区　分	開設（新設・改築）			拡　張			備　考
	路線数	延　長	利用面積	改　良	舗　装		
				箇所数	路線数	延　長	
総　数	40	68.7	6,348	68	27	90.8	
前　期	14	27.8	1,726	20	9	30.1	
後　期	26	40.9	4,622	48	18	60.7	
由利本荘市	31	55.2	5,316	61	25	79.9	
にかほ市	9	13.5	1,032	7	2	10.9	
合　計	40	68.7	6,348	68	27	90.8	

注）前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

（２）　箇所別内訳表（開設/新設・改築）

単位（延長：km、面積：ha）

種　類	（区分）	位　置(市町村)	旧市町村	路 線 名	延長	(利用区域面積)	前半５カ年の計画箇所	図面番号	備　　考
自動車道		由利本荘市	本荘市	猿木沢	1.0	128			
				鳥田目	1.0	123	○		
				泉沢赤田	1.9	89	○		
				北の股	0.7	360			
				経塚森	2.0	117			
				山内	1.4	281			
				湯沢	1.4	167			
				赤田	2.1	72	○		
			矢島町	月山	2.4	98			
				八木沢	2.5	120			
	林業専用道			貝喰	2.7	168	○		
	林業専用道		岩城町	喜左エ門山	1.8	91	○		
			由利町	金坂	3.3	119	○		
				綱木沢	2.0	393			
				金山	5.0	115	○		
				金山２号	1.7	89	○		
			西目町	孫七山	0.6	209	○		
				鰍沢	0.8	38			
	林業専用道		鳥海町	大膳ヶ沢	3.3	121			
				月山	1.0	398			
				栗沢	0.7	246			
				松木沢	2.3	236			
				平根	1.1	228			
				男鹿内	0.6	415			
	林業専用道		東由利町	中台	2.0	85			
				桧の沢	2.2	215			
				仲ノ沢	1.0	77			
				蒲台	0.8	226			
			大内町	代内	2.0	42			
				中村	1.1	102			
				長根山	1.1	31			
		小計		31	55.2	5,316	9		
		にかほ市	仁賀保町	小台野	1.2	103			
				冬師山	2.5	113			
				二ノ台	1.0	104	○		
				太郎台林	2.0	155	○		
			象潟町	小台	0.6	105			
				松山	1.4	134	○		
				菅谷地	2.2	155	○		
				向山	1.5	60			
				長落	1.1	103	○		
		小計		9	13.5	1,032	5		
合　　計				40	68.7	6,348	14		

注）１　終点側の林道は路線数として数えないこととする。
　　２　前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
　　３　区分に記載のない路網は林道である。

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（1）　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

変更なし

（2）　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積

変更なし

（3）　実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主　な　工　種	備　考
市町村	旧市町村	区　域		前半5カ年の計画		
由利本荘市	本荘市	南ノ股	2	2	渓間工	
		赤田	8	8	渓間工・山腹工	
		北ノ股	1	1	渓間工・山腹工	
		大中ノ沢	2	2	渓間工・山腹工	
		土谷	1	1	山腹工	
		大浦	1	1	渓間工	
		館前	1	1	山腹工	
		大沢	1	1	山腹工	
		金山	1	1	山腹工	
		鳥田目	1	1	渓間工	
		船岡	1	1	山腹工	
		薬師堂	1	1	山腹工	
	矢島町	川辺	2	2	山腹工・渓間工	
		立石	1	1	渓間工	
		荒沢	1	1	山腹工	
	岩城町	道川	2	2	渓間工	
		滝俣	1	1	渓間工	
		勝手	1	1	下刈	
		君ヶ野	1	1	渓間工	
	由利町	川西	1	1	山腹工	
		西沢	1	1	渓間工	
	鳥海町	川内	1	1	山腹工	
		上笹子	5	5	山腹工・渓間工・トンネル工	
		下笹子	1	1	地下水排除工・山腹工	
		小川	1	1	山腹工	
	東由利町	法内	2	2	山腹工・渓間工	
		田代	1	1	渓間工	
		蔵	1	1	山腹工	
	大内町	岩谷	1	1	山腹工	
		長坂	1	1	山腹工	
		深沢	1	1	渓間工	
		徳沢	1	1	渓間工	
		平岫	1	1	渓間工	
		及位	1	1	渓間工	
		松本	2	2	渓間工	
合　計			52	52		

6　要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

変更なし

第７　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

（１）　制限林の施業方法

変更なし

（２）　森林の保護及び管理

変更なし

２　その他必要な事項

（１）　水と緑の条例に関する事項

変更なし